一般財団法人金属系材料研究開発センター

　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱

平成３１年２月１２日制定（３１企第１号）

令和２年６月２４日改訂

令和３年３月３１日改正（３企第１号）

一般財団法人金属系材料研究開発センター

（通則）

第１条　戦略的基盤技術高度化支援事業（以下「補助事業」という。）に対する中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成１９年１２月２６日経済産業省策定）（以下「不正行為指針」という。）、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成２０年１２月３日経済産業省策定）（以下「不正使用指針」という。）、競争的資金における使用ルール等の統一について（平成２７年３月３１日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）、経済産業大臣が定める中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱（２０１４０３１９財中第５号）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

　（定義）

第２条 この補助金において、「大学・公設試等（以下「A機関」という。）」とは、国立大学法人法第２条第１項の規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第６８条第１項に規定する公立大学法人及び私立学校法第３条に規定する学校法人が設置する大学、高等専門学校、大学共同利用機関、国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、地方公共団体の試験研究機関等、公益社団法人、並びに公益財団法人をいう。また、B機関とは、公募開始日時点において、承認・認定TLO（「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づき事業計画が承認・認定された技術移転事業者）、第三セクター（地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人）並びに、役員（理事・評議員等）にA機関の役員、職員及び地方公務員が複数含まれているなど研究開発計画の運営管理を担える体制を有しており、かつ定款等にものづくり産業または技術等の振興に資する目的や事業を定めている一般社団法人及び一般財団法人をいう。

２　この補助金において、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）とは、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定するNPO法人であって次に掲げる事項のいずれにも該当するNPO法人をいう。

　一　広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行うNPO法人であること。

　二　従業員数が３００人以下であること。

　三　法人税法上の収益事業（法人税法施行令第５条に規定される３４業種）を行うNPO法人であること。

　四　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項第三号に規定する認定NPO法人ではないこと。

３　この補助金において「補助事業者」とは、第６条第１項に基づく交付決定の通知を受け、かつ第７条の規定に基づく申請の取下げを行わなかった者をいう。

（交付の目的）

第３条　この補助金は、特定ものづくり基盤技術高度化指針に基づき、特定ものづくり基盤技術に関する研究開発や試作品開発等の取組を支援し、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、もって我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出に寄与することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第４条　一般財団法人金属系材料研究開発センター理事長（以下「理事長」という。）は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として理事長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

ただし、別紙　暴力団排除に関する誓約事項　記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

２　補助対象経費の区分、補助率及び上限額は別表のとおりとする。

（交付の申請）

第５条　この補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、様式第１による補助金交付申請書に様式第２の書類（以下「添付書類」という。）を添えて、理事長に、その定める期日までに提出しなければならない。

２　交付申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第６条　理事長は、第５条第１項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第３による補助金交付決定通知書を交付申請者に送付するものとする。

２　第５条第１項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、３０日とする。

３　理事長は、第５条第２項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

４　理事長は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第７条　交付申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１０日以内に理事長に書面をもって申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第８条　補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、理事長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第９条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第４による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、直接経費総額（別表（１）、（２）、（３）及び（４）の合計額）の２０パーセント以内の流用増減を除く。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

２　理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

　（補助事業の中止又は廃止等）

第１０条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止し、又は他に承継させようとするときは、あらかじめ、様式第５による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

（契約等）

第１１条　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

２　補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、理事長に届け出なければならない。

３　補助事業者は、前２項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

４　補助事業者は、第１項又は第２項の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、理事長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

５　理事長は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は理事長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

６　前５項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第１２条　補助事業者は、第６条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を理事長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の４に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　理事長が第１６条第１項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が理事長に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、理事長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が理事長に対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（１）理事長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（２）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（３）理事長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、理事長が行う弁済の効力は、理事長が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

　（事故の報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに様式第６による事故報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告等）

第１４条　補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、理事長の要求があったときは速やかに様式第７による状況報告書を理事長に提出しなければならない。

２　補助事業者は、補助事業が完了したときは速やかに様式第８による事業完了届を理事長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１５条　補助事業者は、補助事業が完了（第１０条の規定による廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、速やかに様式第９による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

２　補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了するときは、３月３１日までに前項に準ずる実績報告書を理事長に提出しなければならない。

３　理事長は、第１項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、期限について猶予することができる。

４　補助事業者は、第１項又は第２項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

５　補助事業者は、第１項又は第２項の実績報告を行うに当たって、当該補助事業に係る収入がある場合には、当該収入を補助事業に要する経費及び補助対象経費から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１６条　理事長は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第９条第１項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第１０により補助事業者に通知する。

２　理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第１７条　補助金は前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第１１による精算（概算）払請求書を理事長に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１８条　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第１２により速やかに理事長に報告しなければならない。

２　理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

３　第１６条第３項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（補助事業に係る収入の額の確定に伴う補助金の返還）

第１９条　補助事業者は、補助事業完了後に当該補助事業に係る収入が確定した場合には、様式第１３により速やかに理事長に報告しなければならない。

２　理事長は、前項の報告があった場合には、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　第１６条第３項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第２０条　理事長は、第１０条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第６条第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（４）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなく

なった場合

（５）補助事業に従事した者が、不正行為指針により研究活動の不正行為があったと認定された場合

（６）補助事業に従事した者が、不正使用指針により公的研究費の不正使用及び不正受給があったと認定された場合

（７）補助事業者が、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

２　理事長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　理事長は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項に基づく補助金の返還については、第１６条第３項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第２１条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等について、様式第１４による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

３　補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第１５条第１項に定める実績報告書に様式第１５による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

４　理事長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第２２条　処分を制限する財産は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

２　適正化法第２２条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

３　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１６による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

４　前条第４項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（情報管理及び秘密保持）

第２３条　補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

２　補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

３　本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第２４条　補助事業者は、別紙 暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

　（事業化状況報告）

第２５条 補助事業者は、補助事業が完了(当該会計年度の補助事業の終了をいう。ただし、当該補助事業に続いて、同一補助事業者による追加の補助事業が実施された場合には、当該追加補助事業の終了をいう。以下同じ。)した日の属する会計年度終了後５年間、毎会計年度終了後○日以内に様式第１７による事業化状況報告書を理事長に報告しなければならない。

２ 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

　（知的財産権に関する届出）

第２６条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（以下「知的財産権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後５年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく、様式第１８による知的財産権届出書を理事長に届け出なければならない。

　（収益納付）

第２７条　理事長は、事業化状況報告書により、補助事業者が当該補助事業の実施結果の事業化、知的財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができるものとする。

（海外付加価値税に係る還付金の納付）

第２８条　理事長は、補助事業における展示会等の実施にあたり、海外の付加価値税について補助金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。

２　補助事業者は、補助事業の完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、様式第１９により速やかに理事長に報告しなければならない。

３　理事長は、前項の報告があった場合には、還付をうけた海外付加価値税の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

（事業成果の報告）

第２９条　補助事業者は、補助事業により行った事業成果の報告を理事長に行わなければならない。

（成果の発表）

第３０条 理事長は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

附　則（３１企第１号）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度予算に係る補助金から適用する。

２　この要綱の施行の日前にこの要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の日前にこの要綱の規定により交付決定を受けた補助金であって、この要綱の施行の日以降に二年度目又は三年度目の交付決定を受ける場合にあっては、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱の改訂は令和２年６月２４日から施行する。

附　則（３企第１号）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度予算に係る補助金から適用する。

２　この要綱の施行の日前にこの要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(１) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(２) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(３) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(４) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別　表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| の 名 称補 助 金 | 補　　　助　　　事　　　業 | 補助率 | 上限額 |
|  補助対象 経費の区分（大項目） | 内 容（中項目） |
| 中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業） | （１）物品費 | 設備備品費、消耗品費 | ２／３以内A機関及びB機関　定額　（ただし、これらが事業管理機関として共同体に参加している場合に限る）次に該当する者は、１／２以内①資本金又は出資金が５億円以上の法人に直接又は間接に100％の株式を保有される中小・小規模事業者。②交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。③NPO法人※大企業（みなし大企業含む）は補助対象外 | ① A機関及びB機関＜単年度の上限額＞1,500万円以内＜２ヵ年合計の上限額＞2,500万円以内＜３ヵ年合計の上限額＞3,250万円以内② 上記①以外＜単年度の上限額＞4,500万円以内＜２ヵ年合計の上限額＞7,500万円以内＜３ヵ年合計の上限額＞9,750万円以内 |
| （２）人件費・謝金 | 人件費、謝金 |
| （３）旅費 | 旅費 |
| （４）その他 | 外注費、運搬費、その他（諸経費） |
| （５）委託費 | 委託費 |
| （６）間接経費 | （１）、（２）、（３）及び（４）の合計額の３０％以内 |

（様式第１）

 番 号

 年 月 日

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　殿

 申請者 住所

 氏名 　法人にあっては名称

 及び代表者役職、氏名

　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付申請書

　一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱（３企第１号。以下「交付要綱」という。）第５条第１項の規定に基づき、国庫補助金である上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

　なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱（２０１４０３１９財中第５号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上申請します。

 記

１．補助事業の名称、目的及び内容

２．補助事業の開始及び完了予定日

３. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

　（１）補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　円

 （２）補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　（３）補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　円

４．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

　　様式第２「２．補助事業の収支予算」のとおり。

５．同上の金額の算出基礎

様式第２「２．補助事業の収支予算」のとおり。

（注１）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

　　　　　円－　　　　　　　　　　　　　　　　　 円＝　　　円

（様式第２）

補助事業概要説明書

１．補助事業の実施計画

（１）補助事業の内容

　　（イ）事業内容

　　（ロ）申請者の概要

　（２）補助事業の実施期間

　　（イ）補助事業の開始（予定）年月日

　　（ロ）補助事業の完了（予定）年月日

　　（ハ）実施スケジュール

　（３）添付書類

　　（イ）履行体制図や補助事業に要する経費の明細、公募要領に定める申告など、必要に応じて理事長が求めるもの

　　（ロ）戦略的基盤技術高度化支援事業における研究等実施機関の安全保障貿易管理への対応状況申告書

２．補助事業の収支予算

　（１）経費明細書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分・種別（費目） | 補助事業に要する経費（Ａ:消費税込みの額） | 補助対象経費（Ｂ:消費税抜きの額（消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できる事業者は税込みの額を記載）） | 補助金交付申請額（Ｂ×2/3以内又は定額） | 積算基礎 |
|  |  |  |  |  |
| 物品費計 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 人件費・謝金計 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 旅費計 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| その他計 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 委託費計 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 間接経費計 |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |

（注１）「経費区分」は、物品費、人件費・謝金、旅費、その他、委託費、間接経費をいう。

（注２）「種別（費目）」とは、設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費、外注費、運搬費、その他（諸経費）、委託費、間接経費をいう。

（注３）「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味し、ここでは消費税を加算した金額を記入すること。

（注４）「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税を差し引いた金額を記入すること。ただし、「補助対象経費」に消費税を含めて申請できる者については、消費税を含めた金額を記入すること。

（注５）「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」にA機関又はB機関は定額、その他の者は別表記載の補助率を乗じた額（１円未満は切捨て）とする。

（注６）積算基礎は、必要に応じて内容が分かる書面を添付するなど詳細に記入すること。

（注７）間接経費は、物品費、人件費・謝金、旅費、その他の合計額の３０％以内とする。

（注８）消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

　　　　　　補助金所要額－消費税等仕入控除税額＝補助金額

　（２）補助事業に要する経費調達内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 補助事業に要する経費(円) | 資金の調達先 |
| 自　己　資　金 | 　 |  |
| 補　　助　　金 | 　 |  |
| 借　　入　　金 | 　 |  |
| そ　　の　　他 |  |  |
| 合　　計　　額 |  |  |

　（３）補助金相当額の手当方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 補助金相当額(円) | 資金の調達先 |
| 自　己　資　金 | 　 |  |
| 借　　入　　金 | 　 |  |
| そ　　の　　他 |  |  |
| 合　　計　　額 |  |  |

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４判とすること。

（添付書類）

年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　住所

 氏名 　法人にあっては名称

 及び代表者役職、氏名

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　名あて

戦略的基盤技術高度化支援事業における研究等実施機関の安全保障貿易管理への対応状況申告書

|  |
| --- |
| 下記の対応済・未対応・必要なしのいずれかに「○」を記載。 |
| 対応済 | 関係書類（安全保障貿易に係る輸出管理規程等）を提出 |
| 未対応 | 対応完了時期を記載　　　　　　年　　　　月 |
| 今後の予定を記載 |
| 必要なし | その理由を記載 |

※１　外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）する場合は、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。

※２　外為法の規制対象となり得る技術提供には、技術情報を記憶媒体で提供することのほか、技術指導等の作業知識の提供やセミナーでの技術支援のほか、留学生の受入れや共同研究等の活動にも多く含まれる場合がある。

※３　本補助事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合も、規制対象となる場合があります。本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

※４　本補助事業に申請する方は外国為替及び外国貿易法第５５条の１０条第１項に規定する「輸出者等遵守基準」を、自主管理の取組の下、遵守できる体制を有していることが条件となる。業として貨物や技術の輸出をしていない、今後も見込みがない場合には、「必要なし」に○をし、その旨理由を記載すること。なお、部品等を納入した国内メーカーが輸出等を行い、自身が直接輸出等を行わない場合も同様に「必要なし」に○をすること。

【参考】

１．輸出者等遵守基準

業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）に対し、遵守が義務づけられている規程。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱わない輸出者等には、１）貨物等を確認する責任者を定めること、２）法令遵守の指導を行うことについて、遵守が義務づけられている。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱う輸出者等には、さらに１）代表者を責任者とすること、２）輸出管理体制を定めること、３）該非確認の手続きを定めること、４）用途と需要者の確認手続きを定めて、手続きに従って確認を行うこと、５）出荷時に該非確認した貨物等との一致性を確認すること等について、遵守が義務づけられています。詳細は下記URLを参照すること。

２．安全保障貿易管理WEBサイト

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

３．安全保障貿易情報センター（CISTEC）　輸出者等遵守基準　初めの一歩！

<http://www.cistec.or.jp/service/yusyutu_jyunsyukijyun.html>

（様式第３）

番　　　号

年　月　日

　法人にあっては名称

　及び代表者の氏名　宛て

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　名

　　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付決定通知書

　　　年　　月　　日付け第　号をもって申請のありました上記補助金については、一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱（３企第１号。以下「交付要綱」という。）第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

１．補助事業の名称

２．補助金の交付の対象となる事業の内容は、　　年　　月　　日付け第　号で申請のありました　　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

３．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費 金　　　　　　　　　　　　円

補助対象経費 金　　　　　　　　　　　　円

補助金の額 金　　　　　　　　　　　　円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

４．補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

５．補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

６．補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱（２０１４０３１９財中第５号）及び交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

（１）適正化法第１７条第１項若しくは第２項の規定による交付決定の取消し、第１８条第１項の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付

（２）適正化法第２９条から第３２条（地方公共団体の場合は第３１条）までの規定による罰則

（３）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

（４）当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

（５）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

７．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

８．補助事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

　（１）補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

　（２）前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

９．補助事業の遂行に際し知り得た情報の取り扱いについては、別添記載の補助事業の遂行に際し知り得た情報の取り扱いに関する事項を遵守してください。

１０．補助事業者は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成１３年４月２０日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、間接経費の使用実績を翌年度の〇月〇日までに所轄の経済産業局長等に提出しなければなりません。（注１）

（注１）１０．補助事業者が間接経費を計上する場合に限る。

　　　　なお、報告の様式は、一般財団法人金属系材料研究開発センターから交付決定後に示すこととする。

別添

補助事業の遂行に際し知り得た情報の取り扱いに関する事項

（１）（補助事業者名）は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

（２）（補助事業者名）は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本事項の定めを遵守させなければならない。（補助事業者名）又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も（補助事業者名）による違反行為とみなす。

（３）本事項の規定は、補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（様式第４）

 番 号

 年 月 日

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　殿

 補助事業者 住所

 氏名　　法人にあっては名称

 及び代表者役職、氏名

　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）に係る計画変更承認申請書

　一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱第９条第１項の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

 記

１．補助事業の名称

２．変更の内容

３．変更を必要とする理由

４．変更が補助事業に及ぼす影響

５．変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

 （新旧対比）

６．同上の算出基礎

 （様式第５－１）

 番 号

 年 月 日

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　殿

 補助事業者 住所

 氏名　　法人にあっては名称

 及び代表者役職、氏名

　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

　一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱第１０条の規定に基づき、中止（廃止）について、下記のとおり承認を申請します。

 記

１. 中止（廃止）する補助事業の名称

２．理由

３．中止の期間（廃止の時期）

（注）本様式は、日本工業規格Ａ４判とすること。

（様式第５－２）

 番 号

 年 月 日

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　殿

 補助事業者 住所

 氏名　　法人にあっては名称

 及び代表者役職、氏名

　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）に係る補助事業の承継承認申請書

　一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱第１０条の規定に基づき、補助事業の承継について、下記のとおり承認を申請します。

 記

１．承継する補助事業の名称

２．承継の内容

３．承継者の氏名及び住所

４．承継に伴い事業実施体制、内容等で変更した事項

５．承継の理由

　＜添付書類＞

（１）承継に関する当事者の契約書の写し

（２）承継者の経歴及び状況を示す事業概要書

（３）承継者の誓約書（別紙）

（注）本様式は、日本工業規格Ａ４判とすること。

（様式第５－２の別紙 承継者の誓約書）

誓　　約　　書

 番 号

 年 月 日

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　殿

承継者住所（郵便番号、本社所在地）

承継者氏名（名称及び代表者役職・氏名）

　　年　月　日付け　　第　　号をもって交付決定の通知があった　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付に係る補助事業の承継に関し、（氏名）が一般財団法人金属系材料研究開発センターに対して有する一切の権利義務を当該補助事業の承認のあった日において承継するとともに、当該補助事業を責任をもって続行し、その事業成果の活用に努めることを誓約します。

補助事業の名称：

（注１）氏名には、承継させる者の氏名（名称及び代表者の氏名）を記入すること。

（注２）本様式は、日本工業規格Ａ４判とすること。

（様式第６）

 番 号

 年 月 日

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　殿

 補助事業者 住所

 氏名　　法人にあっては名称

 及び代表者役職、氏名

　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）に係る事故報告書

　一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱第１３条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

 記

１．補助事業の名称

２．補助事業の進ちょく状況

３．同上に要した経費

４．事故の内容及び原因

５．事故に対する措置

６．補助事業の遂行及び完了の予定

（注１）事故の理由を立証する書類を添付すること。

（注２）補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入すること。

（注３）本様式は、日本工業規格Ａ４判とすること。

（様式第７）

 番 号

 年 月 日

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　殿

 補助事業者 住所

 氏名　　法人にあっては名称

 及び代表者役職、氏名

　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）に係る補助事業遂行状況報告書

　一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱第１４条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

 記

１．補助事業の名称

２．補助事業の遂行状況（※準備進ちょく状況等の具体的内容を記載）

３．補助対象経費の使用状況

（注）本様式は、日本工業規格Ａ４判とすること。

　　　（様式第８）

 番 号

 年 月 日

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　殿

 補助事業者 住所

 氏名　　法人にあっては名称

 及び代表者役職、氏名

　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）に係る補助事業完了届

　一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱第１４条第２項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

 記

１．補助事業の名称

２．補助事業の実施状況（※交付決定内容に照らして補助事業が完了しているか具体的内容を記載）

（注）本様式は、日本工業規格Ａ４判とすること。

（様式第９）

 番 号

 年 月 日

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　殿

 補助事業者 住所

 氏名　　法人にあっては名称

 及び代表者役職、氏名

　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）に係る補助事業実績報告書

一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱第１５条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

 記

１．補助事業の名称

２．実施した補助事業

（１）補助事業の具体的な取組内容

（２）重点的に実施した事項

（３）補助事業の効果

３．補助事業の収支決算

（１）収 入 　　 　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  項 目 |  金 額 |
|  自己資金 補助金充当額 |  |
|  合　 計 |  |

（２）支 出 　　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 経費区分・種別（費目） |  補助事業に 要した経費（消費税込みの額） |  補 助 対 象 経 費（消費税抜きの額（消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できる事業者は税込みの額を記載）） | 補助金充当額 |
|  |  計画額 |  実績額 |  計画額 |  流用額 | 流用後額 |  実績額 |  交 付 決定額 | 流用後交付決定額 |  実績額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 物品費計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 人件費・謝金計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 旅費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | その他計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 委託費計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 間接経費計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 合 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注１）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

 　 補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

　　　　　円－　　　　　　　　　　　　　　　　　　円＝　　　円

　（注２）当該年度に財産を取得しているときは、一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱第２１条第３項の規定に基づき、様式第１５による取得財産等管理明細書を添付すること。

　（注３）補助金充当額の実績額は、補助対象経費の経費区分ごとの実績額に補助率を乗じて得た額と交付決定額（流用がある場合は流用後交付決定額）のいずれか低い額とすること。

（注４）支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

（注５）本様式は、日本工業規格Ａ４判とすること。

（様式第１０）

 番 号

 年 月 日

補助金確定通知書

法人にあっては名称

　及び代表者の氏名　宛て

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　名

一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱第１６条第１項の規定に基づき、次のとおり国庫補助金である中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）について、貴殿への交付確定額を次のとおり通知いたします。

１．事業名

２．事業交付確定額

（様式第１１）

 番 号

 年 月 日

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　殿

 補助事業者 住所

 氏名　　法人にあっては名称

 及び代表者役職、氏名

　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）精算（概算）払請求書

一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱第１７条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

 記

１．補助事業の名称

２．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）　　　　　　　　　円

３．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

４．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

５．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

（様式第１２）

 番 号

 年 月 日

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　殿

 補助事業者 住所

 氏名　　法人にあっては名称

 及び代表者役職、氏名

 　年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

　一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱第１８条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

 記

１．補助事業の名称

２．補助金額（交付要綱第１６条第１項による額の確定額） 　　 円

３．補助金の確定時における消費税及び地方消費税に

　係る仕入控除税額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

４．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に

　係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 　 　　　　 円

５．補助金返還相当額（４．－３．） 円

 （注）別紙として積算の内訳を添付すること。

（様式第１３）

 番 号

 年 月 日

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　殿

 補助事業者 住所

 氏名　　法人にあっては名称

 及び代表者役職、氏名

　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）収入の額の確定に伴う報告書

　一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱第１９条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

 記

１．補助事業の名称

２．補助金額（理事長が確定通知書により通知した額）　　　　 　　 円

３．補助金の確定時における収入の額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

４．補助事業に係る収入の額の確定に伴う収入の額 　 　 　　　　 円

５．補助事業に係る収入の額の確定に伴う補助金の額 　 　　　　 円

６．補助金返還相当額（２．－５．）　　 円

 （注１）別紙として積算の内訳を添付すること。

　（注２）本様式は、日本工業規格Ａ４判とすること。

（様式第１４）

取得財産等管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価（税抜） | 金額（税抜） | 取得年月日 | 処分制限期間 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|  |  |  |  |  円 |  円 |  |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第２２条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

５．処分制限期間は、本交付要綱第２２条第２項に定める期間を記載すること。

（様式第１５）

取得財産等管理明細表（ 年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価（税抜） | 金額（税抜） | 取得年月日 | 処分制限期間 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|  |  |  |  |  円 |  円 |  |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第２２条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

５．処分制限期間は、本交付要綱第２２条第２項に定める期間を記載すること。

（様式第１６）

 番 号

 年 月 日

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　殿

 補助事業者 住所

 氏名　　法人にあっては名称

 及び代表者役職、氏名

　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）財産の処分承認申請書

一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱第２２条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．補助事業の名称

２．処分の内容

①処分する財産名等（別紙）　※取得財産等管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日

処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

３．処分理由

（様式第１７）

 番 号

 年 月 日

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　殿

 補助事業者 住所

 氏名　　法人にあっては名称

 及び代表者役職、氏名

　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）に係る事業化状況報告書

一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱第２５条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業の名称

補助事業の実施結果の事業化等の有無

２．補助事業の実施結果の事業化 　　有　　無

３．知的財産権の譲渡又は実施権の設定　 有　　無

４．その他の補助事業の実施結果の他への供与 有　　無

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 計画名 | 補助金確定額(Ａ) | 補助事業に係る本年度売上額 | 補助事業に係る本年度収益額(Ｂ) | 控除額(Ｃ) | 本年度までの補助事業に係る支出額(Ｄ) | 基　準納付額（Ｅ） | 前年度までの補助事業に係る国への累積納付額(Ｆ) | 本年度納付額(Ｇ) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（記載注意事項）

１．「補助金確定額：（Ａ）」とは、補助金確定額をいう。

２．「補助事業に係る本年度売上額」とは、補助事業の実施結果の事業化（補助事業による研究開発等の事業化を通じた製品・サービスの売上）や、知的財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入額をいう。

３．「補助事業に係る本年度収益額：Ｂ」とは、２．の売上額（総収入額）から当該売上額（総収入額）を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。

　　なお、収益があがっていない場合においては、マイナス値で記載すること。また、（Ｂ）が０又はマイナスの場合には、（Ｃ）、（Ｄ）、（Ｅ）、（Ｇ）の項目については、記載しないこと。

４．「控除額：Ｃ」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額（補助事業に要した経費　－　補助金確定額）をいう。

５．「本年度までの補助事業に係る支出額：Ｄ」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいう。

６．「基準納付額：Ｅ」とは「補助事業に係る本年度収益額：Ｂ」から「控除額：Ｃ」を差し引いた額に、「補助金確定額：Ａ」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：Ｄ」で除した額をいう。（Ｅ＝（Ｂ－Ｃ）Ａ／Ｄ）

７．「前年度までの補助事業に係る国への累積納付額：Ｆ」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

８．「本年度納付額：Ｇ」とは、「基準納付額：Ｅ」と「累積納付額：Ｆ」の合計額が「補助金確定額：Ａ」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：Ｅ」と「累積納付額：Ｆ」の合計額が「補助金確定額：Ａ」を超える場合には、「補助金確定額：Ａ」から「累積納付額：Ｆ」を差し引いた残額が本年度納付額となる。（Ａ＞Ｅ＋ＦならばＧ＝Ｅ　、Ａ≦Ｅ＋ＦならばＧ＝Ａ－Ｆ）

　（注１）補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

（注２）本様式は、日本工業規格Ａ４判とすること。

（様式第１８）

 番 号

 年 月 日

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　殿

 補助事業者 住所

 氏名　　法人にあっては名称

 及び代表者役職、氏名

　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）知的財産権届出書

一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）交付要綱第２６条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１．補助事業の名称

２．種類（出願番号及び知的財産権の種類)

３．内容

４．相手先及び条件（譲渡又は実施権を設定した場合）

（注１）「知的財産権」とは、特許法（昭和３４年法律第１２１号）に規定する特許権、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）に規定する意匠権、商標法（昭和３４年法律第１２７号）に規定する商標権、著作権法（昭和４５年法律第４８号）に規定する著作物の著作権及び外国における上記各権利に相当する権利、上記各権利を受ける権利をいう。

（注２）本様式は、日本工業規格Ａ４判とすること。

（様式第１９）

 番 号

 年 月 日

一般財団法人金属系材料研究開発センター

理事長　殿

補助事業者　住所

氏名　法人にあっては名称

及び代表者役職、氏名

　　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）における海外付加価値税還付報告書

　一般財団法人金属系材料研究開発センター　中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）における海外付加価値税について還付を受けましたので、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業の名称

２．補助金額（交付要綱第１６条第１項による額の確定額）　　　　　　　　　　円

３．補助金の確定時における海外付加価値税の額　　　　　　　　　 　　　　　 円

４．海外付加価値税還付額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

５．補助金返還相当額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（注）別紙として積算の内訳等を添付すること。

　　年度中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）における海外付加価値税還付報告書積算内訳（例）

１．補助金額（交付要綱第１６条第１項による額の確定額）　　　　1,700,000円

　　別添、実績報告書（写し）のとおり。

２．補助金の確定時における海外付加価値税の額

　　別添、実績報告書（写し）のうち

　　　事業費

　　　　見本市・展示会の入場料　　　　2,500ユーロ

レンタカー　　　　　　　　　 　 900ユーロ

計　　　　　　　　　　　　　　2,900ユーロ（額の確定時の邦貨額　400,000円）

３．海外付加価値税還付額　　　　　　　　　　　　　　　 300,000円

　　内訳

　　400,000円　　　　　　　 －　　100,000円　　　＝　300,000円

　　（２．の海外付加価値税額）－　（還付費用（※））
（※還付費用の例）

　　　代行業者手数料等内訳

　　　　代行契約基本料

　　　　代行手数料

　　　　その他代行業者に支払った経費について計上を認める

　　　注：還付をうけた海外付加価値税額及び還付に要した費用については、エビデンス資料を添付すること。

４．補助金返還相当額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　150,000円

　　　1,700,000円　－　1,550,000円　＝　150,000円

